

令和 5 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 9 号

専決処分の報告について

函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 31 日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 18 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税
の課税の特例に関する条例を廃止する条例

函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例（令和元年函館市条例第 6 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第 2 条に規定する施設等を新設し、または増設した者で、当該施設等に係る事業を営んでいるものの同条に規定する適用資産については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」とあるのは、「離島振興法第 20 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 26 号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令第 2 条の規定による改正前の半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」とする。